

## ○宜野湾市マイクロバス貸出要綱

令和4年3月10日

告示第37号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民による生涯学習や社会教育活動等のほか、地域自治会活動並びに公益的活動を支援するため、公務に支障がない範囲において宜野湾市が所有するマイクロバスの貸出しをすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 貸出しをすることができるマイクロバスの所管課は、総務部総務課とする。

(貸出対象者)

第3条 マイクロバスの貸出対象は次に掲げるとおりとする。

(1) 市及び教育委員会に係る補助育成団体(市文化協会、市婦人連合会、市青年連合会、市子ども育成者連絡協議会、市PTA連合会、市スポーツ少年団、スポーツ協会、市青少年育成協議会)並びにこれらの組織に属している団体

(2) 市内自治会

(3) 公共的団体

(4) 非営利団体

(5) その他市長が適当と認めた団体

2 前項に掲げる団体のうち次の各号のいずれかに該当する場合は、マイクロバスの貸出しをしない。

(1) 法令又はこの要綱に違反してマイクロバスを使用した団体

(2) 第8条第1項第4号から第6号までに該当することを理由として許可の取消しを受けた団体

(3) その他市長がマイクロバスの使用を不適当と認めた団体

(貸出用途)

第4条 貸出用途は、次に掲げるものとする。

- (1) 生涯学習活動
- (2) 社会教育活動
- (3) 青少年健全育成活動
- (4) 文化スポーツ振興活動
- (5) 地域自治会活動
- (6) 公益的活動
- (7) その他市長が特に必要と認める活動

(貸出日時)

第5条 マイクロバスは、次に掲げる日を除く日に貸し出すものとする。

- (1) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (2) 市が公務で使用する日
- (3) マイクロバスの維持管理上必要な車検、点検整備、修理等を実施する日
- (4) 感染症流行等により、貸出しを停止する期間
- (5) その他市長がマイクロバスの貸出しを不適當と認める期間

2 前項第2号の公務とは、市、教育委員会、消防、議会及び議会事務局による公務を指す。

(貸出申請)

第6条 マイクロバスを使用しようとする団体は、マイクロバスを使用する日(以下「使用日」という。)の2か月前の日から使用日の7日前までの間に、マイクロバス貸出使用許可申請書兼誓約書(様式第1号。以下「申請書」という。)に運転者の運転免許証の写しその他必要な書類を添えて、市長に申請するものとする。ただし、使用日の2か月前の日又は7日前までの日が宜野湾市の休日を定める条例(平成3年宜野湾市条例第16号)に定める休日(以下「休日」という。)に当たるときは、休日の翌日以後最も近い休日以外の日とする。

2 前項の申請の受付は、休日を除く日の午前8時30分から午後5時までとし、総務課窓口で行うものとする。この場合において、電話、メール、FAX及び郵送での申請は、受け付けない。

3 申請の受付は、先着順とする。ただし、使用日の申請が複数あるときは、抽

選とする。

- 4 申請の受付は、申請団体ごとで、使用日前において1件までとする。ただし、別の使用しようとする日の7日前までに他の申請がない場合は、この限りでない。
- 5 申請の受付は、申請団体ごとで、原則同一年度内で2回までとする。ただし、地区予選等を踏まえ、市を代表して市外の大会に参加する等に準ずる場合は、この限りでない。
- 6 申請することができる使用日は、原則連続する2日間までとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。
- 7 マイクロバスは、沖縄本島内で運行するものとする。ただし、市長が適当と認めた場合は、この限りでない。
- 8 マイクロバスに乗車する者の中から使用責任者を置き、使用責任者はマイクロバスの借受けから返却までの間のマイクロバス管理を行わなければならない。  
(貸出使用の許可)

第7条 市長は、前条第1項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、マイクロバス貸出使用許可書(様式第2号)を申請者に交付する。

- 2 市長は、前項の許可に必要な条件を付けることができる。
  - 3 市長は、マイクロバスの使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。
    - (1) 政治的又は宗教的活動に使用すると認められるとき。
    - (2) 営利、宣伝又はこれに類する目的に使用すると認められるとき。
    - (3) 運転者が病気、けが等で健康状態が良好でないとき。
    - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用許可をすることが適当でないと認められるとき。
- (貸出使用許可の取消し等)

第8条 市長は、前条の規定により許可を受けた申請者(以下「使用許可者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに使用許可を取り消すこ

とができる。なお、使用許可の取消しが使用許可期間中であった場合においても直ちにマイクロバスの返還を命ずることができる。

- (1) 災害等の発生又は緊急により、マイクロバスを公務で使用する必要が生じたとき。
- (2) マイクロバスに修理、点検等の安全上の措置を講ずる必要があるとき。
- (3) 感染症による感染拡大防止を行う必要があるとき。
- (4) 申請書に虚偽の記載があったとき。
- (5) この要綱又は使用の許可の際に付した条件に違反したとき。
- (6) その他、使用することが適当でないと認める行為をしたとき。

2 市は、前項の規定による使用許可の取消しにより使用許可者に損害が生じた場合は、賠償の責めを負わないものとする。

3 使用許可者は、第1項第4号から第6号までの規定により使用許可を取り消されたときは、当該年度に再度マイクロバスの使用を申請することができない。

(運転手の責務)

第9条 マイクロバスを運転する者(以下「運転者」という。)は、法令に基づく免許を有するもので、道路交通法(昭和35年法律第105号)に規定する制限速度その他関係法令で定められた義務を厳守し、安全運転を徹底しなければならない。

2 マイクロバスの乗車定員を超えてはならない。

3 マイクロバスの運転は、申請書に記名した運転者以外が行ってはならない。

4 1日当たりの運転時間が8時間を超える場合は、交替の運転者を1名以上同乗させ、交代で運転すること。

5 運転者は、アルコールチェッカー等を持参し、運転前後に検査を行うこと。

6 運転者は、運転中に身体又は車両の異常を感じたときは、直ちにマイクロバスを安全な場所に停車させた上で、必要な措置を講ずること。

7 運転者は、マイクロバス使用中に法令違反又は事故を起こしたときは、速やかに市に報告すること。

(転貸等の禁止)

第10条 使用許可者は、マイクロバスを転貸し、又は貸出しを受けた目的以外に

使用してはならない。

(遵守事項)

第11条 使用責任者は、マイクロバスの使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 車内の清潔の保持に努めること。
- (2) マイクロバスの運行前後にマイクロバスの異常の有無について点検を実施するとともに、返還時に車内及び車外の清掃を行うこと。
- (3) 車内では、飲酒し、喫煙し、及び火器を使用してはならない。
- (4) 車内の物品を壊してはならない。
- (5) 運転者の運転前後のアルコールチェック検査結果を記録し、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。

(経費負担)

第12条 貸出料は、無料とする。ただし、燃料費その他の実費は、使用許可者の負担とする。

2 マイクロバス貸出使用中に係る反則金、警察による車両移動費用、その他違法駐車に係る諸費用は、すべて使用許可者の責任において負担するものとする。

(貸出し及び返還)

第13条 使用責任者は、市が指定する保管場所においてマイクロバスの貸出し及び返却を行うこと。

2 マイクロバスを2日以上にわたって使用する場合は、使用日ごとに返却するものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

3 マイクロバスを返却するときは、使用した相当分の燃料の補給及び清掃を行い、鍵とともにマイクロバス貸出使用報告書(様式第3号)を添えて、総務課窓口又は市が指定する場所(市庁舎警備室等)に返還しなければならない。

(事故の処置)

第14条 マイクロバスの運転者及び使用責任者は、交通事故が発生したときは、法令上の措置を取るとともに、直ちに次に定める順位により事故処理をするものとする。

- 第1順位 負傷者の救急処理及び救急車の要請
- 第2順位 道路上の障害物の除去及び二次的事故の防止
- 第3順位 所轄の警察署への通報
- 第4順位 目撃者の確保及び現場状況の記録
- 第5順位 事故の相手方の連絡先等の確認
- 第6順位 総務課への事故状況の報告

2 運転者及び使用責任者は、交通事故直後の示談交渉を行ってはならない。  
(事故報告書)

第15条 前条第1項第6順位に規定する報告は、使用責任者が事故後速やかに口頭報告するとともに、マイクロバス貸出使用事故報告書(様式第4号)により、使用許可者が市長に報告するものとする。

2 使用許可者は、当該事故に関し、市が契約している保険加入先が必要とする書類及び証拠となるものを遅延なく提出するものとする。  
(損害賠償)

第16条 使用許可者がマイクロバス使用中に交通事故等により第三者に損害を与えたときは、被害者に対する道義的責任を果たすと共に、自賠責保険、任意保険の約款等に基づき、市及び保険加入先と処理方針等について協議し、事故を円滑に解決しなければならない。

2 交通事故等により市が損害賠償責任を負った場合は、使用許可者は、次に掲げる部分について市に対し損害賠償を行うものとする。

(1) 市が加入している自動車保険で補填される部分以外の部分

(2) 市の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償に関する部分以外の部分

3 市が使用許可者に代わり使用許可者の負担すべき損害額を支払ったときは、使用許可者は直ちに、その支払額を市に弁済するものとする。

4 交通事故以外でマイクロバスを損傷し、又は滅失したときは、使用許可者の責任において現状に復し、又は市に対し損害賠償を行うものとする。

5 前項の規定にかかわらず、マイクロバスを現状に復さないで返還した場合、

市長は、使用許可者に対して当該回復に必要な費用を請求することができる。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、マイクロバスの貸出しについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。